酒々井町議会基本条例（案）パブリックコメント意見提出様式

令和３年２月　　日提出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 条例の名称 | 酒々井町議会基本条例 | | |
| 住　　　所 |  | | |
| 氏　　　名 |  | 年　齢 | 歳 |
| 連　絡　先 |  | | |

|  |  |
| --- | --- |
| ご意見・ご提言の内容 | |
| 該当箇所  ○条 |  |
|  |

注意事項

①障害などの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受付できません。

②提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町議会の考え方をホームページ等で公表します。

③意見書提出にあたり住所・氏名・年齢等の記載は必須ではありませんが、記載された住所、氏名は公表しません。

④意見に対する個別の回答は行いません。

⑤意見等の提出にあたっては、この様式のほか、任意の様式でも結構です。ただし、上記と同様の内容を記入して提出してください。